

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	平成28年11月25日（金） 午前10時00分～午後0時20分		
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室		
出席者	議 員	委員長 加藤和男 委 員 青山直道 佐野尚人 議 長 伊藤祐司	副委員長 じんの和子 大島令子 木村さゆり なかじま和代 吉田ひでき 副議長 岡崎つよし
	事務局	事務局長 局長補佐 専門員	

1 あいさつ
議長、市長

2 議題

(1) 平成28年第4回長久手市議会定例会議事日程について

ア 付議予定議案の追加について

<説明：総務部長>

- ・ 議案第70号及び議案第71号（議案の概要（追加提出分）のとおり）

イ 一般質問について

<説明：事務局>

- ・ 発言通告 個人質問16人（議事日程（案）のとおり）

12月6日 6人、12月7日 5人、12月8日 5人

（委員長） 説明のと通りの議事日程でよいか。

<異議なし>

ウ 請願について

<説明：事務局>

- ・ 請願第1号から請願第3号まで（請願文書表及び請願書のとおり）
- ・ 委員会付託

請願第1号：教育福祉委員会

請願第2号：総務委員会（請願者から趣旨説明の希望あり）

請願第3号：くらし建設委員会（請願者から趣旨説明の希望あり）

（委員長） 説明のと通りの内容でよいか。

<異議なし>

エ その他

<説明：事務局>

○議事日程変更

追加議案、請願の提出による議事日程の変更

○追加議案の委員会付託

議案第70号及び議案第71号ともに総務委員会へ付託（議案付託表のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 平成29年第1回定例会の日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 会期日程案のとおり（2月21日から3月23日までの31日間）

（委員長） ・ 日程案のとおりでよいか。

＜異議なし＞

(3) 議会報告会について

（委員長） 今回は全般的な反省を聞きたいと思うが、意見はあるか。

（委員） 議会報告会の参加者から、土曜の午前中だと家庭的に慌ただしいので参加しづらいとの意見があった。平日の夜に開催した方がよいのではないか。また、議会報告会のお知らせを議会だより11月号の裏面で行ったが、チラシ折込みの方がインパクトがあり読まれるのではないか。

（委員） もっと意見交換の時間を増やした方がよいと感じた。また、議員自ら地域に出向いて開催することも検討すべき。尾張旭市が健康をテーマに議会報告会を開催しており、市民に関心のあるテーマを設定するのも大事である。

（副委員長） 地域に出向いて開催したこともあったが、参加人数は少なかった。尾張旭市やみよし市は各委員会で開催しているが、それも検討すべき。

（委員） 今回テーマを決めて開催したが、参加人数は少なかった。市民にとって議会は敷居が高いと感じられ、関心が少ない。子育てしている方が来るのも難しい。また、分野別の意見交換会を開催することも検討すべき。

（委員） 地域へ出向く議会報告会は過去1度しか開催していないので、もう1度開催してみてもどうか。その際、テーマを地区ごとの課題となりそうなものにするとか関心を持ってもらえるのではないか。

（委員） 高山市では高校生との意見交換会を開催しているので、本市も開催してみてもどうか。また今回お茶を出してみたが、飲んでいる人は多かったように感じた。

（委員） 議会活動を市民に聞いてほしいのか、議会が市民から意見を聞きたいのかスタンスを検討すべき。もっと意見交換の時間を増やした方がよいと感じた。

（委員長） 今後参加人数を増やすために地域に出向くこと、各学区で開催することが必要である。団体との意見交換も今後実施すべき。また「議会報告会」という名称が固い印象があるので、名称変更することも検討したい。

- (委員) 議会報告会の運営方法は試行としていたと思うが、試行期間はいつまでか。
- (委員長) 議会だより編集特別委員会を常任委員会化して広報・広聴機能を拡充し、市民に議会のことをもっと理解してもらえるような組織づくりがしたい。それも含め、議会報告会の運営が定着するまでは試行期間と考えている。
- (委員) 議会基本条例で年1回以上議会報告会を開催することを定めている。同時に条例の見直しも定めており、改選後見直すことになっているが、議会報告会を試行としているので、1度任期中に見直すことも検討すべき。
- (副委員長) 議会だよりの裏面での案内は目立たなかったのでは、チラシを作成して広報折り込みとする方がよかったのではないかと。また、議会基本条例の見直しまでに議会報告会のあり方を考えていきたい。
- (委員) 議会報告会参加者の多くは、個人的な相談事を持って参加している。次回は委員会ごとに意見交換を行うのではなく、分野別の意見交換にしてはどうか。
- (議長) 議会報告会終了後、各委員会から意見交換の内容について報告してもらったが、その中に継続案件があれば議論してほしい。また議会報告会に対する質問も提出され、議会として回答が必要である。所管委員会と調整し、回答するよう段取りしてほしい。
- (委員長) 議会報告会に対する質問を、各委員会が執行部と調整した上で第4回定例会閉会までに提出してほしい。

<午前11時09分休憩>

<午前11時15分再開>

(4) 議員研修講師の所見について

<説明：事務局> (講師コメントまとめのとおり)

- (事務局) 議員研修での講師コメントを受け、項目ごとに改革に必要な作業をまとめた。「常任委員会の数」「予算、決算特別委員会」「議会だより編集特別委員会」は長久手市議会委員会に関する条例(以下「委員会条例」という。)の改正によって、「副議長の委員会への出席」は長久手市議会会議規則(以下「会議規則」という。)第66条で該当の委員会内で委員外議員の出席を諮ることによって、「所管事務調査の手続き」は委員会内で所管事務調査権を行う旨議決することによって、「閉会中の継続調査申出書」は特定かつ具体的な内容を記載することによって、適正な状態を確保できる。また「所管事務調査の報告」「委員会審査報告書」「委員派遣報告書」は市民への報告をどこまで行うかによって変わってくる。「委員会の公開」は現状特に問題はなく、非公開にすべき案件があれば委員会で協議することもあり得る。
- (議長) その他資料として、予算、決算審査の常任委員会化の参考となる書籍、横須賀市議会・八尾市議会・豊田市議会のホームページの抜粋、平成24年に行政視察を行った大津市議会の資料を添付している。

予算・決算について本市議会では、現在特別委員会が2日間の日程で審査しているが、他市町では分科会と委員会の合同審査としており、常任委員会化しても議員全員が委員となっているところが多く、本市議会のように一部の議員で構成する形で常任委員会化している事例が見つからなかった。以前大津市議会を視察後、予算、決算特別委員会の常任委員会化も少し検討されたが、議会基本条例の検討も始まっており、条例を検討する過程で常任委員会化する方向性が見つかれば盛り込んでいくという議論で中断した。

しかし、常任委員会化して議員全員が委員となり、委員会と本会議の採決の意味や、特別会計予算、予算に関係した議案をどう審査するのか、といった課題があり議論が進んでいない。本市としては今後他市町の事例を研究し、もう1度議論する必要がある。

- (委員長) 前回議会運営委員会で、各会派の意見を取りまとめることを宿題としていたが、意見はあるか。
- (公明党) 将来的に2委員会にすることを検討すべき。また、議会だより編集特別委員会は議員任期中に全員が1度は携わるべき。
- (政策グループ ガイア) 委員任期を2年に変更すべき。また予算、決算特別委員会は常任委員会化して議員全員が委員となり、正副議長が議事をとるべき。議会だより編集特別委員会の常任委員会化については、結論が出なかった。
- (無党派) 議員定数を増やすことで委員会の数を調整するのは賛成できない。副議長の委員会への出席については、必要な手続きを経て現状どおり出席すべき。所管事務調査の報告については、委員会を含め動画などで報告できるよう改めてはどうか。委員会の公開については、委員会の内容によって公開非公開を決めるのは当然だが、原則公開にすべき。また、委員会の開議時間を現在の午前10時ではなく午前9時30分としてはどうか。
- (創政クラブ) 3常任委員会なら委員定数を増やして複数所属が望ましい。予算、決算特別委員会は常任委員会化し、他市町が主流としている分科会方式にすべき。また、委員は現在の8人では少ない。議会だより編集特別委員会についても常任委員会化し、例えば広報広聴委員会とし、議会報告会を所管するようにはどうか。本市の議会だよりの紙面構成について、一般質問のページに多く充てているが、他市町を見ると委員会活動に重点を置いており、議会活動のページに多く充てていることを踏まえ、従来の編集方法も再検討すべき。副議長の委員会への出席については、必要な手続きを経て現状どおり出席すべき。委員会報告や所管事務調査については、規則に従って手続きすべき。いずれにしても、今後全体としての議論が必要である。
- (長久手グローバルネット) 予算、決算特別委員会、議会だより編集特別委員会は常任委員会化すべき。議会だより編集特別委員会は、例えば広報広聴委員会として議会報告会も所管するようにはどうか。また常任委員会の任期は2年とし、複数の委員を兼ねるようにすれば任期中に全ての委員会に所属することができ

る。副議長の委員会への出席については、速やかに運用を変更すべき。所管事務調査の手続きと報告、閉会中の継続調査申出書については、速やかに運用を変更するよう議長から各委員会に発信してほしい。委員会の公開、審査報告書、委員派遣報告書については、改革可能な部分は改革すべき。委員会審査報告は委員長報告の中で行うことにしてもよいのではないか。

(市民ネット) 予算、決算特別委員会については常任委員会化すべき。議会だより編集特別委員会については議会のフェイスブックも始めたので、将来的には例えば広報広聴委員会に名称を変更して常任委員会化すべき。常任委員会の任期は、1年では委員会活動も中途半端になってしまうため2年にすべき。

(改革ながくて) 常任委員会は、所属する委員が6人では少ないため3つから2つに変更した方がよい。予算、決算特別委員会は、委員の人数を現在の8人から10人程度に変更すべき。議会だより編集特別委員会は常任委員会化し、例えば広報広聴委員会に名称を変更すべき。副議長の委員会への出席は、必要な手続きを行えばよい。所管事務調査の報告は、可能な範囲内で運用を変えていけばよい。

(議長) 常任委員会の数については、講師の所見で議員定数を人口もまだ増加しているので増やすことも必要ということだが、改選したばかりなので議論せず常任委員会の数及び定数のみ検討していきたい。予算、決算特別委員会と議会だより編集特別委員会の常任委員会化については他市議会の先行事例を参考にし、今後事務局、議会運営委員会正副委員長、正副議長等で課題を整理した上で報告させてほしい。副議長の委員会への出席については、今後委員外議員の手続きをした上で出席するようにしたいが、議会運営委員会に関して任期中は委員外議員として出席できるよう次回の委員会で同意してほしい。所管事務調査の手続きについて講師に常任委員会等で所管事務調査を行う旨の議決を行うべきと指摘された。しかし閉会中は議決が必要だが会期中は必要ないのではないかと考えており、現在調査中である。閉会中の継続調査申出書については、講師から総務委員会の他市町事例を提供があり参考としたいが、他の委員会の事例も提供してもらうよう講師に依頼中である。所管事務調査の報告、委員会の公開、委員会審査報告書、委員派遣報告書については、市民への報告をどこまで行うかが課題であり、今後議会基本条例にも規定しているので、可能なことから速やかに市民に理解を得られる方針を示していきたい。現在委員長報告は付託事件の報告のみとしているが、所管事務調査や閉会中の委員会活動の内容も追加してもよいのではないか。

(委員長) 各会派から出た意見を踏まえ、今後課題を整理した上で次回以降の議会運営委員会で議論したいがよいか。また副議長の委員会への出席について、任期中は委員外議員として出席できることとするよう次回議会運営委員会で諮りたいがよいか。さらに閉会中の継続調査申出書について、各常任委員長に対して具体的な内容を記載する旨要請するよう議長に一任してよいか。

<異議なし>

(5) 長期休暇における議員報酬について

<説明：事務局> (会津若松市議会の条例制定記事、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(案)のとおり)

(事務局) 前回議会運営委員会で議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案を提示したが、変更点は次のとおりである。会議への欠席届等に関する規定は、会議規則でも規定しているため削除した。また議員報酬の減額について、支給割合としていたのを減額割合とした。さらに表で減額割合を表記していたのを条文として表記した。

(委員長) 各会派で議論し、次回議会運営委員会で最終確認としたいがよいか。

<異議なし>

(6) 議案及び諸般の報告に対する質疑の事前通告制について

(委員長) 執行部から議案及び諸般の報告に対する質疑を今後事前通告制としてほしい旨の依頼があった。各会派から意見はあるか。

(無会派) データや数字に関する質問については事前に通告すべきだが、その他の質問は趣旨、方針、経過に関するものであり、執行部は日常専門的に業務を行っているため、事前通告しなくてもその場で明確な回答ができると考えられる。また他の議員の質問を聞き、新たな質問が出てくる可能性もある。議案の精査も質疑直前まで行っており事前通告書を作成する時間的余裕がないため、事前通告制とするなら執行部からの議案提出を現在より2週間早めてほしい。

(創政クラブ) 1つの議案に対して質疑は2回までという制約があり、1回の質疑で多くの項目を質問する議員がいるが、事前通告ではないため答弁漏れの可能性がある。事前通告には賛成だが、その方法や締切日をどうするかが課題である。

(長久手グローバルネット) 議案や諸般の報告は執行部が提出するものであり、内容は十分理解しているはずである。数字に関する質問については事前に質問者が執行部に確認する必要があると考えるが、それ以外については事前通告になじまないと考えるため反対である。

(公明党) 議事を円滑に遂行するには、事前通告制とした方が議会、執行部両者にとってよいと考えるため賛成である。

(政策グループ ガイア) 事前通告制にすると他の議員の質問から新たな質問を考えた場合に質問できない。仮に事前通告制とした場合も一般質問のような様式で通告するのではなく、議長の議事整理のためにメモ程度のものを作成するのみでよい。また執行部は事前通告しなくてもその場で明確な回答ができると考えられるため、反対である。

(市民ネット) 議案の精査も質疑直前まで行っており事前通告書を作成する時間的余裕がない。予算、決算が提出される定例会ではなおさらであり、事前通告は質疑

を妨げるものとなってしまふ。従来もデータや数字に関する質問については事前に通告したり、質問項目程度は事前に執行部に伝えたりしているが、事前通告制だと他の議員の質問の内容により出てきた新たな質問ができず、質問できるよう柔軟な対応が必要であるため、反対である。

(改革ながくて) データや数字に関する質問については事前に通告すべきだが、その他の質問についてはある程度執行部と調整するのみで、事前通告という形でもよいと考えるため、反対である。

(議長) 議案及び諸般の報告に対する質疑を事前通告制とするには、質疑の回数や時間など従来の質疑のルールを工夫する必要がある。各議員には、可能であれば執行部にデータや数値に関する質問項目を連絡し、質問も簡単明瞭に行うよう議事進行に協力してほしい。執行部に対しては、議会運営委員会で検討したところ否定的な意見が多く早急に導入するという結論はでなかった旨回答することとしたい。

(委員長) 執行部に対し、議案及び諸般の報告に対する質疑の事前通告制は採用しないと回答してよいか。

<異議なし>

3 その他

- ・一般質問に係る監査委員事務局長の出席について

(事務局) さとうゆみ議員の一般質問通告書に定期監査等に関する質問があった。については、さとうゆみ議員の一般質問の時間のみ監査委員事務局長が出席する旨執行部から申出があった。

(委員長) 説明のとおりとしてよいか。

<異議なし>

次回は12月19日(月)午前10時
以上で議会運営委員会を終了する。